

岡山大学学部共通規程取扱

(平成16年4月27日 学生指導協議会決定)

(第1章 学生証関係)

- 一 1 学生証については、別に定める。

(第2章 健康診断関係)

- 二 1 健康診断の結果について、証明書の交付を受けようとするときは、学部長を経て保健環境センター所長に願い出なければならない。

(第3章 団体・集会関係)

- 三 1 学内団体を結成しようとするときは、責任体表者3名（本学学生に限る）以上、並びに顧問の教員1名（関係学部の教授、助教授又は講師）を定め、顧問教員及び責任代表者の署名をもって届け出るものとする。
なお、この届出書は毎年5月末日に更新し、学長に届け出なければならない。この際届け出のない団体は、解散したものとみなす。
- 2 場合によっては、集会場所の借用願をもって、集会届けに代えることができる。
- 3 平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会する場合は、届け出を要しない。
- 4 集会等のための本学施設の使用は、4月1日より9月30日までは17時30分限り、10月1日から翌年3月31日までは17時限りとする。
ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。
- 5 使用の許可を受けた者は、その集会のために生じた事項について一切の責に任ずる。
- 6 集会は、講義その他学校の行事に支障をきたさないように行わなければならない。

(第4章 掲示・印刷物の配布等関係)

- 四 1 掲示については、次の事項を守らなければならない。
- イ ビラ・ポスターの類には、すべて責任者の学部・所属部会・氏名及び貼付け機関を明記し、学長または関係学部長の届け出済み印を受けること。
- ロ 掲示期間は、1週間以内を原則とすること。
- ハ 所定の場所以外には、掲示しないこと。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。

- ニ 掲示用紙の規格は原則としてB 3 版（新聞紙1 ページ大）までとすること。
 - ホ 掲示期間を経過したものは、責任者において速やかに撤去すること。
 - ヘ 前各項に反するものは撤去没収する事がある。
- 2 一般を対象とする行為とは、掲示・印刷物その他物品の配布・立看板・標識の使用・装飾・デモンストレーション・署名運動・投票・調査・募集・演説及び拡声器の使用その他の高音を伴う行為等が含まれる。
 - 3 署名運動・投票及び調査の責任者は、その結果については届け出先に報告することを要する。
 - 4 第13条について、特に金銭の収受を伴う行為の責任者は販売行為の場合を除き、金銭の収支計算書を届け出先に提出するものとする。